

越境認定

重複認定を避けるための原則

2002.5. 仮訳

ILAC は、試験所認定機関のための国際的フォーラムである。この ILAC の相互承認アレンジメントは、特定の認定範囲において認定試験所から発行された試験報告書や校正証明書が、世界中のどこでも受け入れられる事を確保することを目的としている。

この目的を達成するために、認定機関はネットワークを形成し、各認定機関は同等レベルの認定サービスを提供している。これは ILAC の相互評価（peer evaluation）によって保証されている。

ILAC アレンジメントに署名している認定機関は、通常、国レベルで自国の市場向けに試験所認定を提供している。ILAC 相互評価に基づく本アレンジメントの効果は、認定試験所が認定範囲において発行した試験報告書や校正証明書が、世界中の市場で承認されるということである。

認定機関が、地理的な制限を含め、その提供している認定サービスの範囲を制限する方針を公表している場合がある。認定機関はこれらの方針の適用と一貫しており、正当である場合は、彼らの規定した顧客以外からの申請を断ることもありうる。

しかしながら、試験所が複数の認定や「外国の」認定を必要とする場合があり、またそれは彼らの権利である。すべての国・経済圏に ILAC アレンジメントメンバーである認定機関があり、さらにユーザー市場がアレンジメントによる相互承認を十分に承認し、受け入れられている場合にのみだけ、そのような複数認定の必要性がなくなるであろう。ILAC の目的は、そのような重複認定がもはや必要でなくなる環境を市場に提供することである。

試験所が自国以外の認定機関の認定を必要とする理由は、以下のものが考えられる。

- ・ 自国の認定機関が、必要とする範囲の認定サービスを提供していない。
- ・ 自国の認定機関が、アレンジメントに署名していない。
- ・ 自国に認定機関がない。
- ・ クライアントが特定の認定を要求しており、同等の認定を受け入れるという説得に応じない。
- ・ 一人のオーナーが経営する一連の試験所群について、そのオーナーが所有する全ての試験所で同一の認定を求めており、ILAC アレンジメントのパートナー機関による認定を嫌がっている。

ILAC 総会（京都総会）決議 GA5.19
ILAC メンバー機関の良好な制度運営のための指針文書

以上のような状況や類似の状況下で、**ILAC** のアレンジメント署名機関が自国やその経済圏以外の試験所から認定を依頼された場合、前向きに対応してもよいが（上記4番目の段落を参照）、契約を受ける前に以下の手順を踏むのが望ましい。

その申請者の自国あるいは経済圏に要求されている認定範囲を扱っている **ILAC** アレンジメント署名機関がある場合、依頼を受けた認定機関は、次の事項を行うことが望ましい。

- ・ その申請者に自国の認定機関があることを知っているかどうか尋ねる。
- ・ 認定を自国の認定機関で行う方がより経済的である可能性があることを勧める。
- ・ **ILAC** アレンジメントを通じて、自国の認定が同等であることを指摘する。

それでもなお、申請者がその認定を望む場合、依頼を受けた機関はその申請者に対し、自国の認定機関にその業務を引き受ける事を通知し、状況について説明し、審査時に該当する自国の認定機関をオブザーバーとして招聘することを承諾するよう要請することが望ましい。また、その認定機関と自国の認定機関とが合同で認定を行うことも勧められる。

その申請者の自国あるいは経済圏にある **ILAC** メンバー機関がその認定範囲についての署名者でない場合は、該当する自国の認定機関に対して次のオプションで申請の連絡をしてよいかどうかを、申請者に問い合わせるのが望ましい。

- ・ 経験蓄積のため、審査にオブザーバ同行する、
- ・ 認定機関の審査チームに対してチームメンバーを提供する、又は
- ・ 複数認定の目的で合同審査を実施する。

いかなる場合であろうとも、自国の認定機関がその認定範囲について **ILAC** アレンジメントに加入した場合、又は申請者試験所が選択した場合の、該当する自国の認定機関への最終的な認定の移譲については留意しておく必要がある。

このアプローチが、**ILAC** を通じて提供される試験所認定機関間の国際的ネットワークを強化することになるだろう。

これによって、国レベルで構築された適合性評価制度間の相互承認を通じた技術的障壁の撤廃により、**WTO/TBT** の目的である国際貿易をより促進することとなる。

[2001年10月29日 第11回認定政策委員会で修正]

[2001年11月1~2日 第5回ILAC京都総会です承]